

犯罪の被害者等の保護のための民事訴訟法の改正に関する論点整理 (案)

第1 付添い等の措置の導入の必要性について

1 現状

ア 刑事訴訟法における付添い等の措置の概要

1 付添い(第157条の2)

証人の不安・緊張を和らげるのに適当な人を、証人尋問中、証人に付き添わせる措置

2 遮へい(第157条の3)

証人と被告人又は傍聴人との間に衝立を置くなどする措置

3 ビデオリンク(第157条の4)

証人を法廷外の別室に在席させ、その別室と法廷とを回線で接続し、テレビモニターを介して証人尋問を行う方式

イ 各措置に関する刑事訴訟法の規定の内容

刑事訴訟法第157条の2から第157条の4まで(参考資料1参照)

ウ 刑事訴訟における各措置の実施件数

参考資料2参照

エ 現行民事訴訟法の下における運用

遮へいの例 HIV訴訟、「聖神中央教会」婦女暴行事件

根拠 民事訴訟法第148条

2 犯罪被害者等基本計画(平成17年12月閣議決定)

重点課題に係る具体的施策等

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(4) 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入

法務省において、民事訴訟においても、遮へい措置、ビデオリンク、付添いを民事訴訟法（平成8年法律第109号）上認めることについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

3 民事訴訟法上規定を設ける必要性

付添い、遮へいの各措置について、民事訴訟法上規定を設ける必要性、ビデオリンク方式を導入する必要性について、どのように考えるか。

第2 付添い等の措置の導入に当たっての一般的な論点

1 付添い等の措置の目的

付添い等の措置は、どのような利益を図るための制度として位置づけるべきか。例えば、

法廷等で陳述する犯罪の被害者等の不安や緊張等を緩和すること自体を目的とする制度として位置づける考え方

十分な陳述を可能とすることにより、適正な裁判のための資料を確保することを目的とする制度として位置づける考え方

については、どのように考えるか。

この点について、例えば、証人尋問の場合と、当事者本人尋問の場合とで、考え方を異にする必要があるか。

(注) 陳述者の権利利益を保護するために活用することができる他の制度の概要及びその目的については、参考資料3参照。

2 各措置を認める事案の範囲

各措置を採ることができる事案の範囲について、どのように考えるか。例えば、

事案については、特に制限をしないものとする考え方

例えば、犯罪に起因する不法行為に基づく損害賠償請求訴訟というように、事案に関する何らかの限定を付すとの考え方

については、どのように考えるか。

(注) 仮に、 の考え方のように事案を限定しないものとする場合、刑事訴訟は「犯罪事実」を審理する手続であるのに対し、民事訴訟における審理対象はそのように限定されないことを踏まえ、各措置を採るための実体的要件について、何らかの考慮を加えるべき必要性について、どのように考えるか。

3 各措置を認める手続の範囲

各措置を認める手続の範囲について、どのように考えるか。例えば、以下の各手続について、各措置に関する規定を設ける必要性について、どのように考えるか。

証人尋問、当事者本人尋問、法定代理人尋問

証拠調べとしての審尋

口頭弁論、争点整理手続等、当事者が主張をする手続

4 各措置を採る場合の一般的な手続の在り方

ア 陳述者、当事者の申立権

各措置についての陳述者又は当事者からの申立権については、どのように考えるか。

(注) 証拠調べの方法については、基本的に裁判所の判断に委ねられていることとの関係について、どのように考えるか。

イ 決定主体

付添い及び遮へいの各措置を採る決定をする主体については、どのように考えるか。裁判長か、裁判所のいずれが相当か。ビデオリンクの措置については、どのように考えるか。

(注) 現在、運用上、付添いと遮へいは、裁判長の訴訟指揮で実施することができること、他方、テレビ会議システムの採用は、裁判所の判断とされていることとの関係をどのように考えるか。

ウ 不服申立て

仮に、ある措置について、決定主体を裁判所とした場合、当該措置に関する不服申立てについては、どのように考えるか。

(注) 民事訴訟法第150条参照。現在の民事訴訟法によれば、証拠調べの方法に関する裁判所の決定については、独立の不服申立ては認められていない。

エ 当事者の意見聴取

各措置を採るに当たり、当事者からの意見聴取を必要とするか否かについては、どのように考えるか。

(注) 仮に、意見聴取を必要とするものとする場合、それを法律で規定すべきか、最高裁判所規則で規定すべきかという点について、どのように考えるか(テレビ会議システムにより尋問に関する民事訴訟規則第123条第1項参照)。

第3 各措置の要件、内容についての論点

1 付添い

付添いの措置の実体的な要件、措置の内容に関し、刑事訴訟法第157条の2と特に異なるものとすべき点があるか。

2 遮へい

ア 一般的な実体的要件等

遮へいの措置の実体的な要件、措置の内容に関し、イの点を除き、刑事訴訟法第157条の3と特に異なるものとすべき点があるか。

イ 本人訴訟の場合の扱い

刑事訴訟法第157条の3第1項ただし書では、被告人から証人の状態を認識することができないようにするための遮へいは、弁護人が出頭している場合に限定されているが、民事訴訟の場合に、訴訟代理人が出頭していない場合における本人からの上記遮へいの可否については、どのように考えるか。

3 ビデオリンク

ア 一般的な実体的要件等

ビデオリンクの措置の実体的な要件、措置の内容に関し、下記イからエまでの点を除き、刑事訴訟法第157条の4と特に異なるものとすべき点があるか。

イ 実体的要件に関する特則の要否

刑事訴訟法第157条の4第1項第1号においては、性犯罪の被害者に関する要件の特則を設けているが、民事訴訟法において、このような特則を設けることの適否について、どのように考えるか。

ウ 陳述者の在席（出頭）すべき場所

刑事訴訟法第157条の4第1項第1号では、証人は裁判官及び訴訟関係人が在席する場所と同一構内に在席するものとされているが、民事訴訟の場合も、同一構内に限定することが相当かという点については、どのように考えるか。

（注1） 民事訴訟においては、すでに、テレビ会議システムを利用した尋問について、証人等を「他の裁判所」に出頭させてすることを認めていること（民事訴訟規則第123条第1項。なお、テレビ会議システムを利用した鑑定人の意見陳述については、鑑定人を「裁判所が相当と認める場所」に出頭させてすることを認めている（同規則第132条の5第1項。）との関係をどのように考えるか。

（注2） 陳述者の在席（出頭）すべき場所について、それを法律で規定すべきか、最高裁判所規則で規定すべきかという点について、どのように考えるか（テレビ会議システムによる尋問に関する民事訴訟規則第123条第1項参照）。

エ 尋問の録画

刑事訴訟法第157条の4第2項では、ビデオリンクによる尋問をビデオ録画することができる旨定めているが、民事訴訟法において、このような規定を設ける必要性について、どのように考えるか。

第4 その他

その他、上記の付添い、遮へい及びビデオリンクの各措置に関して、検討すべき点はあるか。

また、犯罪の被害者等の保護の観点から、上記の各措置以外に、民事訴訟法の改正事項として、検討すべき点はあるか。

（注） 例えば、犯罪被害者等基本計画においては、刑事手続に関して、被害者情報の保護の制度、具体的には、

起訴状朗読の際，被害者の氏名等を朗読しないこととするなど，公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度，

検察官又は弁護人が，証拠開示の際に，相手方に対して，被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度
について検討することとされているが，民事訴訟に関して，同様の検討をすることについては，どのように考えるか。